個別規程 IIJ Web スタンダード2 サービス

令和 6 年 8 月 1 日現在 株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(IIJ セキュア Web プラットフォームの利用)

契約者は、IIJ Web スタンダード 2 サービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ Web スタンダード 2 サービス契約」といいます。)について、当該契約で利用する一の IIJ セキュア Web プラットフォームを指定するものとします。

- 2 契約者は、複数の IIJ Web スタンダード 2 サービス契約を締結している場合においては、当該 複数の契約で利用する一又は複数の IIJ セキュア Web プラットフォームを指定することができるも のとします。
- 3 第 1 項又は前項の場合において、契約者は、IIJ セキュア Web プラットフォームを指定する必要があるものであって当社の提供する他のサービスを併用しているときは、当該他のサービスにおいて指定した IIJ セキュア Web プラットフォームと同一の IIJ セキュア Web プラットフォームを指定することができるものとします。
- 4 契約者は、IIJ Web スタンダード 2 サービスにおいて指定する IIJ セキュア Web プラットフォームにつき、その変更を請求することができるものとします。ただし、契約者が指定できる IIJ セキュア Web プラットフォームが別に存在する場合に限ります。

第2条(最低利用期間)

IIJ Web スタンダード 2 サービス契約における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

第3条(利用条件)

契約者は IIJ Web スタンダード 2 サービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) ドメイン名(当社が定める範囲のもの)の取得、又は、当社が提供するサービスを利用してドメイン名を取得する場合においては当該サービスで定める必要な手続き
- (2) 前号のドメイン名のインターネット上で運用されている DNS サーバへの登録

- 2 前項に定める事項を契約者が行っていただけない場合には、IIJ Web スタンダード 2 サービスを提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。
- 3 契約者は、IIJ Web スタンダード 2 サービスを利用することにより、特定電気通信役務提供者の 損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)、不正競 争防止法(平成 5 年法律第 47 号)その他関係諸法規の適用客体となる可能性があることにあら かじめ同意するものとします。

第4条(解除の効力が生ずる日)

IIJ Web スタンダード 2 サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、 当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第5条(料金)

契約者が、IIJ Web スタンダード 2 サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ Web スタンダード 2 サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第6条(最低利用期間内解除調定)

IIJ Web スタンダード 2 サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第7条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ Web スタンダード 2 サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ Web スタンダード 2 サービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第8条(保証の限定)

IIJ Web スタンダード 2 サービスは、契約者が当社の WWW サーバに設置したデータが滅失又は 毀損しないことを保証するものではありません。

2 IIJ Web スタンダード 2 サービスは、CGI 機能を提供する場合において当該 CGI 機能の動作について保証するものではなく、その動作結果について賠償責任を負いません。

第9条(機能の制限)

契約者が、一般規程第 19 条(禁止事項)に係る行為を行った場合、契約者の IIJ Web スタンダード 2 サービスの利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により IIJ Web スタンダード 2 サービスの運営に支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- (1) 一般規程第25条(利用の停止等)に基づくサービスの提供の停止等
- (2) 当該契約者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
- (3) 当該契約者に対する当社のサーバに設置したデータの削除要求
- (4) 当該契約者に対し何ら通知を行うことなく、当社のサーバに設置したデータの全部若しくは一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと
- 2 前項に定める事項のほか、IIJ Web スタンダード 2 サービスの運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社の WWW サーバへのアクセスを制限する場合があります。
- 3 当社は、IIJ Web スタンダード 2 サービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィックに関して制限を加えることができるものとします。

第 10 条(当社の責任の制限)

当社は、前条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ Web スタンダード 2 サービスを利用して 行う情報発信を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ Web スタンダード 2 サービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

附則

平成 20 年 3 月 1 日施行

- 1 この契約約款は、平成20年3月1日から実施します。
- 2 平成 20 年 2 月 29 日以前の IIJ Web スタンダードサービス利用規約に基づき成立した IIJ Web スタンダードサービスに係る契約は、この契約約款の適用下において有効に継続するものとします。

平成28年3月1日変更

- 1 この契約約款は、平成28年3月1日から実施します。
- 2 平成 28 年 2 月 29 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ Web スタンダードサービス契約は、IIJ Web スタンダード 2 サービス契約として有効に存続するものとします。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙 1 IIJ Web スタンダード 2 サービスにおける料金等 [第 5 条 関係]

1 初期費用

細目	料金
初期費用	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

細目	料金
基本料金	当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 6 条関係]

第2条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1の2.月額費用に定める金額

別紙3 料金の減額[第7条関係]

利用不能時の減額(第7条関係)

利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の30分の1を乗じて算出した額を減額するものとする。